

原告にお届け
下さい！

2018年09月25日 192号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局 道生連
電話 011-736-1722
ファックス 011-736-1688
メー ル seihoikusurukai@herb.ocn.ne.jp

第16回裁判 原告50人、支援者・弁護士など148人が参加！

新・人間裁判の第16回口頭弁論は9月19日（水）13時30分から札幌地方裁判所で行われました。裁判終了後、札幌市教育文化会館で報告集会が行われました。参加者は148人でした。



入廷前に地裁前で行われた集会（写真・上）では、原告を代表して林妙子さん（札幌市西区・写真左の左）、田村欣英さん（札幌市中央区・同右）が決意表明を行いました（次号以降で紹介します）。



この日の意見陳述は、吉田伸さん（札幌市西区・写真左の左）、小山和弘さん（札幌市北区・同右）が行いました（陳述は次号以降で紹介します）。



この日の意見陳述は、吉田伸さん（札幌市西区・写真左の左）、小山和弘さん（札幌市北区・同右）が行いました（陳述は次号以降で紹介します）。

裁判終了後、教育文化会館で報告会



開会の挨拶に立った大賀浩一共同代表（写真・左）は、「国の役人は数字を都合よくいじくっては国民をごまかします。だからこちらとしては学習をして、その欺瞞性を暴

露する努力が必要です。学者・研究者の知恵も大いにかかりて闘い抜いていきましょう」と述べました。

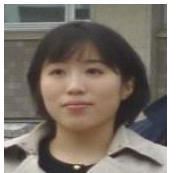
続いて吉田弦一原告副団長（写真・右）が『いのちのとりで裁判全国アクション』の原告交流合宿に参加して来ました。弁護士の“にごやん”登場にわき、北海道って前向きに取り組んでいるねエ～と言われました。みなさん、北海道の運動は全国の運動の前を走っています。私はこのことに確信をもちました」と報告しました。



内田信也弁護団長は（写真・右）は、「先日北海道新聞が私達が裁判で訴えている保護費引き下げの問題点を優しく解説しています。こうした記事で生活保護への理解が広がることは大事なことです」と述べました。



続いて渡辺達生弁護団事務局長（写真・右1番目）が当面の裁判の見通しと主張の方向について、榊井妙子弁護士（同・右2番目）が陳述した「貧困概念の変遷と生活保護基準のありかたについて」を吉田玲英弁護士が、平澤卓人弁護士（同・右3番目）が陳述した「国の検証結果及び検証手法は統計学上恣意的かつ著しく不合理」との主張について山本完自弁護士が解説しました。



最後に、細川久美子原告世話人代表（写真・右）が、10月25日に開かれる「25条集会」への参加などを呼びかけました。

